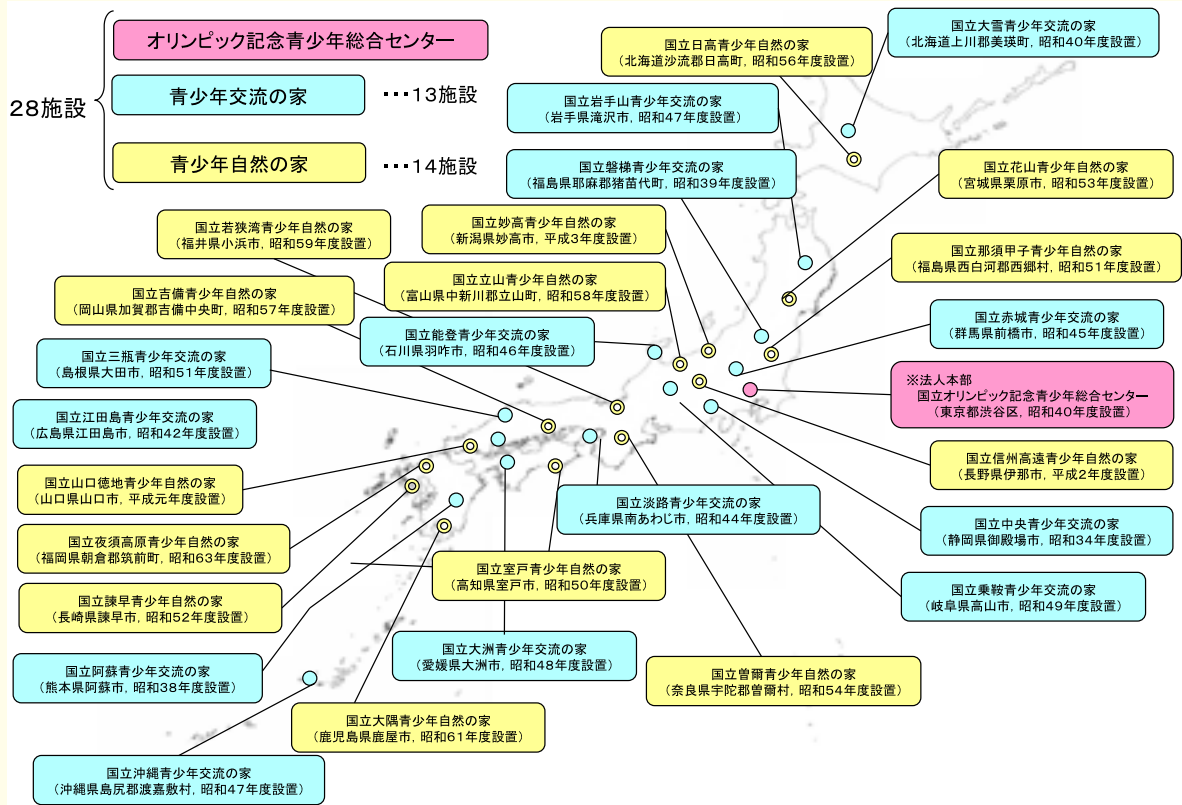


第4-5図 国立青少年教育施設



(出典) 文部科学省資料

イ 都市公園 (国土交通省)

都市公園は、都市における緑とオープンスペースを確保し、水と緑が豊かで美しい都市生活空間の形成や都市住民の様々な余暇活動の場の提供のため設置されており、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、子供や若者をはじめあらゆる世代が交流を図ることができる場である。

国土交通省は、幅広い年齢層の人々が自然との触れ合いやスポーツ・レクリエーション、文化芸術活動といった多様な活動を行う拠点となる都市公園の整備を推進している¹²。

ウ スポーツ活動の場 (文部科学省)

スポーツは心身の健全な発達に重要な役割を果たすものである。体育・スポーツ施設¹³は、青少年をはじめとする地域住民の日常スポーツ活動の場であり、近年のスポーツニーズの多様化・高度化に伴い、魅力的な施設づくりが望まれている。国民の日常生活における体力づくりやスポーツ活動の場や青少年の遊び場が不足している今日、地域住民の最も身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を地域住民に対し積極的に開放することも望まれている。

文部科学省は、国民の誰もがいつでも身近にスポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブなどの地域におけるスポーツ環境の充実を図っている。

エ 自然公園 (環境省)

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の

12 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/index.html

13 全国に体育・スポーツ施設は約19万か所あり、そのうち、学校体育・スポーツ施設が約61%、公共スポーツ施設が約28%、民間スポーツ施設が約8%、大学・高専体育施設が約4%となっている。これらのうち、地域住民の身近なスポーツ活動の場となる学校体育・スポーツ施設についてみると、最も設置数の多い施設は体育館で、約32,000か所となっており、次いで、多目的運動広場が約30,000か所、水泳プール(屋外)が約23,000か所、庭球場(屋外)が約8,000か所となっている。

保健、休養、教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として指定されており、子供や若者をはじめ広く国民の自然とのふれあいや野外活動の場として重要な役割を果たしている。平成29（2017）年度末現在、国立公園34か所¹⁴、国定公園56か所、都道府県立自然公園311か所が指定されている。平成27（2015）年における自然公園の利用者は、延べ約9億人に達している。

環境省は、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応するため、平成29年度は、31の国立公園において直轄事業を行い、45都道府県の国立・国定公園では自然環境整備交付金及び平成29年に新たに創設された環境保全施設整備交付金を交付し、歩道、園地、休憩所などの安全で快適な公園利用施設の整備や既存施設の長寿命化対策を推進している。このほか、環境学習・保全調査や過去に損なわれた自然環境を再生するための自然再生事業、新宿御苑などの国民公園における施設整備を実施し、広く国民に供している。

オ 水辺空間の整備（文部科学省、国土交通省、環境省）

国土交通省、文部科学省、環境省は、地域の身近に存在する川などの水辺空間（「子どもの水辺」）における環境学習・自然体験活動を推進するため、『『子どもの水辺』再発見プロジェクト』を実施している。「子どもの水辺」は平成28（2016）年度末時点で、302か所が登録されている。市民団体や教育関係者、河川管理者が一体となった取組が行われているほか、「子どもの水辺サポートセンター」¹⁵による水辺の安全利用のための情報提供や学習プログラムの紹介といった支援を行っている（第4-6図）。安全確保や親水空間確保のための水辺の整備が必要な場合には、「水辺の楽校プロジェクト」¹⁶により、水辺に近づきやすい河岸整備などを実施している。

カ レクリエーションの森の整備（農林水産省）

林野庁は、国有林野を国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供するため、自然休養林などの「レクリエーションの森」¹⁷の活用を推進している（第4-7図）。平成29（2017）年4月1日現在、全国983か所、37万ヘクタールをレクリエーションの森として設定しており、平成28（2016）年度には延べ1億2千万人が利用している。

キ 被災地における学び・交流の場づくり（文部科学省）

文部科学省は、被災地においても学校・公民

第4-6図 子どもの水辺サポートセンター



（出典）子どもの水辺サポートセンターホームページ
（www.mizube-support-center.org/）

第4-7図 レクリエーションの森
（自然観察教育林）



（出典）林野庁ホームページ
（http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html）

14 <http://www.env.go.jp/park/>

15 「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」の推進・支援組織として公益財団法人河川財団内に設立されている。<http://www.kasen.or.jp/mizube/>

16 <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyoku/gakkou/>

17 「レクリエーションの森」は、それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、自然休養林、自然観察教育林、風景林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風致探勝林の6種類に区分される。http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/katuyo/reku/rekumori/rekumori.html

館などを活用して、被災した子供たちの放課後や週末などにおける安心安全な居場所づくりや学習・交流活動を支援しており、被災地の地域コミュニティの再生にも寄与している。

ク 道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化の推進（警察庁、国土交通省）

国土交通省は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平18法91）（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、施設など（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物など）の新設などの際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設などに対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32（2020）年度末までの整備目標を定めている。平成29（2017）年度においては、バリアフリー法を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の改正案を第196回国会に提出した。交通政策基本法（平25法92）に基づく交通政策基本計画（平成27年2月閣議決定）においても、バリアフリーをより一層身近なものにすることを目標の一つとして掲げており、これらを踏まえながらバリアフリー化の更なる推進を図っている。また、市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しているとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者などの介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」などを開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。具体的なバリアフリー化における取組として、

- ・歩行空間については、駅、官庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、無電柱化を推進している。
- ・水辺空間については、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。
- ・都市公園については、子供から高齢者まで幅広く安全で快適に利用することができるよう、園路の段差解消や誰もが使いやすいトイレの整備などを行っている。
- ・窓口業務を行う官署が入居する官庁施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などにより、妊婦、乳幼児連れの人をはじめ全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。
- ・公共交通機関については、バリアフリー法に基づき公共交通事業者などに対して、旅客施設の新設・大規模な改良や車両などの新規導入の際に移動等円滑化基準に適合させることを義務付け、既存施設については同基準への適合努力義務を課しているとともに、その職員に対し、バリアフリー化を図るために必要な教育訓練を行うよう努力義務を定めている。さらに、鉄道駅など旅客ターミナル、旅客船のバリアフリー化やノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシーの導入などに対する支援措置を実施している。
- ・建築物については、バリアフリー法に基づく認定特定建築物等のうち一定のものについては、スロープ、エレベーターなどの整備に対する助成によりバリアフリー化の一層の促進を図っている。
- ・「公共交通機関等におけるベビーカー利用に関する協議会」において決定したベビーカー利用に配慮する統一的なマーク（ベビーカーマーク）（第4-8図）やベビーカー利用に当たっての「お願い（呼び掛け）」により、「ベビーカーの安全な使用」や「ベビーカー利用への理解・配慮」を呼

び掛けるチラシやポスターを作成し、普及・啓発を図るキャンペーン等を実施した。今後も、ベビーカー使用者や周囲の方に対して、理解・協力を呼び掛けていく。

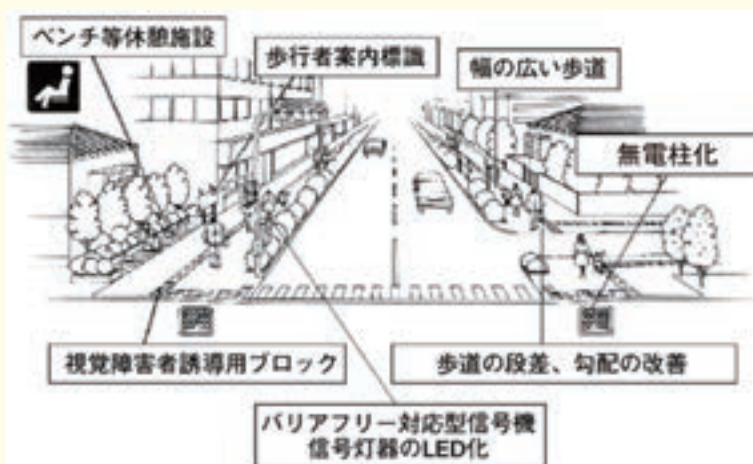
国土交通省と警察庁は、バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機などについては、平成32年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、歩行者感应信号機などの信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置などのバリアフリー化を実施することを目標としている（第4-9図）。

第4-8図 ベビーカーマーク



(出典) 国土交通省資料

第4-9図 歩行空間のバリアフリー化



(出典) 警察庁資料

ケ 公園遊具の安全点検（国土交通省）

国土交通省は、遊具の安全確保を図り、安全で楽しい遊び場づくりを推進するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底に取り組んでいる¹⁸。

4 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(1) 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

近年、幼い子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、自然災害の際には、児童福祉施設や幼稚園などの災害時要援護者関連施設では、子供が自然災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取るために支援を要する。

このため、子供が犯罪や災害などの被害に遭いにくい環境を創出するために次のような取組を行っている。

18 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/youguu.html

ア 通学路やその周辺における子供の安全の確保のための支援（警察庁）

警察は、通学路や通学時間帯を考慮したパトロール活動の強化に加え、子供が犯罪に遭った場合や、声掛けやつきまとい等により犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めることができる「子供110番の家」¹⁹（第4-10図）の活動に対する支援を行っている。

第4-10図 子供110番の家



(出典) 警察庁「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル

イ 道路、公園等の公共施設や共同住宅における防犯施設の整備等の推進（警察庁、国土交通省）

警察庁は、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯に配慮した公共施設などの整備・管理の一層の推進を図っている。

警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、侵入までに5分以上の時間を要するなどの一定の防犯性能を有する「防犯建物部品」の開発とその普及に努めている。また、警察庁と国土交通省の協力の下、住宅・防犯設備関連団体が「防犯優良マンション標準認定基準」を作成し、周知を図るなど、防犯に配慮した共同住宅の整備を推進している。

国土交通省は、住宅性能表示制度において、開口部の侵入防止対策を「防犯に関すること」として性能表示事項とし、防犯に配慮した住宅の普及を進めている。

ウ 児童福祉施設や幼稚園などにおける災害対応の推進（国土交通省）

国土交通省は、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全するため、第4次社会資本整備重点計画に基づき土砂災害から人命を守る施設の整備を重点的に実施している。あわせて、災害時における子供等要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平12法57）に基づき、土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表及び区域指定により危険な区域を明示し、市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等に対して避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることにより警戒避難体制の充実・強化を図る等、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。

19 「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル <https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki62/pdf/kodomo110-1.pdf>

(2) 安心して外出や外遊びができる環境の整備

ア 通学路の交通安全対策（警察庁、文部科学省、国土交通省）

文部科学省、国土交通省、警察庁は、平成24（2012）年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を支援するとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実などの継続的な取組を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進している。

警察は、道路交通の実態などに応じ、学校、教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進している。

文部科学省は、特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会、関係機関の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行うほか、通学路安全対策アドバイザーの協力の下に行われる交通安全教育を支援している。

国土交通省は、学校、教育委員会、警察などの関係機関と連携し、歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー舗装化などの対策を推進している。

イ 子供の不慮の事故防止（消費者庁）

消費者庁は、「不慮の事故」が子供の死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」²⁰を推進し、子供の事故防止に取り組んでいる。平成28（2016）年6月には、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（9府省庁）を設置し、平成29（2017）年5月に、関係府省庁連絡会議を実施主体として、「子どもの事故防止週間」を新たに定め、関係府省庁が連携して、集中的な広報活動を実施した。

また、事故予防の豆知識などをメールマガジン「子ども安全メールfrom消費者庁」や「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」で発信している。そのほか、シンボルキャラクター「アブナイカモ」（第4-11図）が各地の子供関連イベントに積極的に参加するなど、子供の事故防止に関する啓発活動を行っている。

ウ 生活道路における交通安全対策の推進（警察庁、国土交通省）

警察庁と国土交通省は、生活道路における子供などの安全な通行を確保するため、空間そのものを安全にするという視点に立って、区域（ゾーン）の設定による最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイスの設置などの車両の速度抑制方策を効果的に組み合わせ、市街地や住宅地における人優先エリアの形成を図っている。

エ 自転車利用環境の整備（警察庁、国土交通省）

国土交通省と警察庁は、車道通行を基本とした安全な自転車通行空間を早期に確保するため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月一部改定）の周知を図っている。また、平成29（2017）年5月に施行された「自転車活用推進法」（平28法113）に基づき、自転車の交通ルール遵守の効果的な啓発や、歩行者・自転車・自動車の適切な分離など、安全で快適な自転車利用

第4-11図 「子どもを事故から守る！プロジェクト」のシンボルキャラクター



（出典）消費者庁資料

20 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

環境の創出に向けた取組を推進している。

第2節 子育て支援等の充実

1 子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組

(1) 少子化対策の総合的な推進（内閣府）

政府では、「少子化社会対策基本法」（平15法133）第7条に基づく大綱等に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など総合的な少子化対策を推進している。また、平成24（2012）年8月に公布された子ども・子育て関連3法²¹に基づく子ども・子育て支援新制度²²について、子ども・子育て会議での具体的な検討を進め、平成27（2015）年4月に施行された。新しい制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）と小規模保育などへの給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・認定こども園制度の改善
- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。

(2) 保育の充実（内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うこととしている。平成29（2017）年4月1日時点の待機児童数が、26,081人と前年度と比較して増加する中、保育の受け皿拡大は喫緊の課題となっている。政府は、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」に基づき取組を進めている。

これを受け、平成28（2016）年通常国会において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業（以下「企業主導型保育事業」という。）等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」（平24法65）の改正を行った。平成28年4月から開始したこの企業主導型保育事業により、平成29年度末までに7万人分の受け皿整備を進め、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図っている。

また、保育の受け皿確保については、今後も女性就業率が上昇し、保育の申込者が増加していくことを踏まえ、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、さらに、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、このプランを平成34（2022）年度末から2年間前倒しし、平成32（2020）年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保し待機児童を解消することとしている。

また、保育の受け皿整備に対応した保育人材の確保を進めるため、処遇改善などの総合的な確保策を実施している。

上記の「新しい経済政策パッケージ」に必要な財源については、消費税率引き上げによる増収分の活用に加え、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金の増額により確保することとしており、そのために必要な措置を講ずるため、平成30（2018）年3月、子ども・子育て支援法の一部が改正された。

(3) 地域における子育て支援（内閣府、文部科学省、厚生労働省）

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相

21 「子ども・子育て支援法」（平24法65）、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平24法66）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平24法67）

22 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>